

調 査 報 告 書 (答 申)

平成30年9月28日

市内小学校におけるいじめ事案に係る第三者委員会

目 次

第1	本委員会の設置及び目的と活動経過	3 頁
1	関係者	
2	本事案の概要	
3	本委員会の設置及び目的	
4	活動経過	
第2	調査の実施	5 頁
1	調査の対象及び方法	
2	調査の実施	
第3	事実経過	6 頁
第4	いじめの認定	6 頁
1	事実認定の基礎とした資料	
2	いじめの定義	
3	認定にあたり留意した点	
4	本事案におけるいじめの認定	
第5	学校及び教育委員会の対応と問題点	22 頁
1	問題意識・危機意識が不十分であったこと	
2	事実確認が不十分であったこと	
3	専門家関与が欠如していたこと	
4	「重大事態」判断の遅滞	
第6	提言	24 頁
1	入学前情報の把握及び共有の重要性	
2	発達段階及び年齢的特性に応じた教育的指導	
3	初期対応と深刻化防止	
4	発達の問題を抱えた児童に対する配慮	
第7	最後に	29 頁

別紙

- ・ 事実経過一覧

資料

- ・ 市内小学校におけるいじめ事案に係る第三者委員会委員名簿
- ・ いじめ防止対策推進法第28条に係る調査の実施について（諮問）

第1 本委員会の設置及び目的と活動経過

1 関係者

本事案における主要な関係者は以下のとおりである（所属，学年，役職は全て当時のもの）。

長野市立	■	小学校	1年生	■	（「被害児童」又は「A」）
同				■	（「加害児童 B」又は「B」）
同				■	（「加害児童 C」又は「C」）
■				■	
■				■	
■				■	
■				■	
■				■	
■				■	
長野市立	■	小学校	A, B 及び C 学級担任	■	
同			校長	■	
同			教頭	■	

2 本事案の概要

本事案は，平成26年当時，長野市立■小学校（以下「学校」という。）の1年生であった■（いじめを受けたとされる児童，以下「被害児童」又は単に「A」という。）が，同じクラスの■及び■（いじめをしたとされる児童，以下■を「加害児童 B」又は単に「B」，■を「加害児童 C」又は単に「C」，総称して「加害児童」という。）から「殴る」や「首絞め」等のいじめを受け，これにより不登校となり，最終的には転校を余儀なくされたと訴えている事案である。

本事案では，被害児童側が訴えるいじめの態様や程度等について，加害児童側との間で内容の相違があるため，どのような行為があったと認められ，また，当該行為がいじめと認められるのかが問題となっている。

3 本委員会の設置及び目的

（1）長野市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）は，被害児童の保護者よ

り、「本事案を重大事態として取り扱うことを求める」旨の同委員会宛平成29年3月27日付要望書が提出されたことを受け、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき本事案を「重大事態」として扱うことを決定し、同年7月21日本委員会を設置した。

(2) 本委員会の目的

本委員会が、本事案に係る事実関係を明確にするための調査として市教育委員会から平成29年7月21日付諮問書で諮問を受けた事項は、次のとおりである。

ア いじめの事実について

イ 学校及び市教育委員会の対応について

ウ 今後の対応と再発防止について

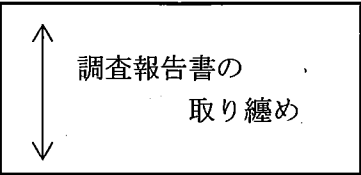
4 活動経過

本委員会の活動経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成 29 年 7 月 21 日	第 1 回第三者委員会開催
平成 29 年 8 月 9 日	第 2 回第三者委員会開催
平成 29 年 9 月 15 日	第 3 回第三者委員会開催
平成 29 年 10 月 20 日	第 4 回第三者委員会開催
平成 29 年 11 月 24 日	第 5 回第三者委員会開催
平成 29 年 12 月 22 日	第 6 回第三者委員会開催
平成 29 年 1 月 19 日	第 7 回第三者委員会開催
平成 30 年 2 月 14 日	第 8 回第三者委員会開催
平成 30 年 2 月 16 日	第 9 回第三者委員会開催
平成 30 年 3 月 16 日	第 10 回第三者委員会開催
平成 30 年 4 月 20 日	第 11 回第三者委員会開催
平成 30 年 5 月 18 日	第 12 回第三者委員会開催
平成 30 年 6 月 15 日	第 13 回第三者委員会開催

各種調査の実施

調査報告書の
取り纏め

平成 30 年 7 月 20 日	第 1 4 回第三者委員会開催	
平成 30 年 8 月 24 日	第 1 5 回第三者委員会開催	
平成 30 年 9 月 28 日	第 1 6 回第三者委員会開催	

第 2 調査の実施

1 調査の対象及び方法

(1) 文書

本委員会は、本事案に関連して学校が作成した文書、市教育委員会が作成した文書、被害児童と加害児童及びその保護者が作成した文書その他一切の文書を調査の対象とし、保管者から同文書の提出を受け、その内容につき精査することとした。

(2) 関係者

本委員会は、本事案に係る事実関係を明確にするために、できる限り多くの関係者に対する面談調査を実施することとした。

なお、直接当事者である被害児童及び加害児童に対する面談調査については、いずれの保護者からも実施に対する消極意見が出されていたことや、本事案発生から相当期間が経過しており調査実施により現在の平穏な学校生活等に支障が生じるおそれが懸念されたことから、同児童らに対する面談調査は行わないこととした。

また、本事案に関連して被害児童が診察を受けていた医師、被害児童及び加害児童に対する事情聴取を行っていた捜査機関については、文書によって照会する方法にて調査を実施することとした。

2 調査の実施

本委員会が実施した調査は、次のとおりである（役職は当時のもの）。

年 月 日	調 査 内 容
平成 29 年 10 月 6 日	長野県警察本部に対する文書照会
平成 29 年 11 月 1 日	██████████に対する面談調査

平成 29 年 11 月 10 日	██████████に対する面談調査
平成 29 年 11 月 16 日	██████████に対する面談調査
平成 29 年 12 月 6 日	██████████（学級担任）に対する面談調査（1）
平成 29 年 12 月 13 日	██████████（学級発表前の仮担任）に対する面談調査
平成 29 年 12 月 13 日	██████████（養護教諭）に対する面談調査
平成 29 年 12 月 18 日	██████████（教頭）に対する面談調査（1）
平成 29 年 12 月 18 日	██████████（医師）に対する文書照会（1）
平成 29 年 12 月 26 日	██████████（校長）に対する面談調査
平成 30 年 1 月 11 日	██████████（来入児担当主任）に対する面談調査
平成 30 年 1 月 12 日	██████████（教頭）に対する面談調査（2）
平成 30 年 1 月 15 日	██████████（学級担任）に対する面談調査（2）
平成 30 年 1 月 15 日	██████████（市教委指導主事）に対する面談調査
平成 30 年 1 月 17 日	██████████（学習習慣形成教員）に対する面談調査
平成 30 年 1 月 17 日	██████████（特別支援学級担任）に対する面談調査
平成 30 年 1 月 31 日	██████████（医師）に対する文書照会（2）

第3 事実経過

本委員会は、前記第2で調査の対象として挙げた一切の文書及び関係者からの供述を基礎資料として、本事案における基本的な事実経過を別紙「事実経過一覧」のとおり整理した。

第4 いじめの認定

1 事実認定の基礎とした資料

本委員会は、本事案における「いじめ」の事実認定にあたっては、前記第2で調査の対象として挙げた一切の文書及び関係者からの供述を基礎資料とし、また、事実経過については別紙「事実経過一覧」を前提とした。

2 いじめの定義

いじめの有無を認定するに先立ち、本委員会が用いる「いじめ」の定義について確認する。

(1) 本委員会は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項に基づき設置された組織であり、「いじめ」の定義についても同法の規定に従うものとする。

(2) 法第2条第1項は、「いじめ」について「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義している。

(3) この内、個々の行為が「心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」に該当するか否かの判断にあたっては、専ら行為を受けた児童の主観によって判断する。

すなわち、平成25年10月11日文部科学大臣決定「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定平成29年3月14日）によれば、個々の行為が「いじめ」に該当するか否かは、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた児童の立場に立って判断されることが必要であり、この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要であるという解釈方針が示されている。そして、同方針に加え、法の目的及び立法過程の議論状況等を踏まえれば、上記要件の該当性は、専らいじめを受けた児童の主観によって判断するのが相当である。

また、行為の「継続性」や「攻撃性」、「立場の優位性」、「苦痛の深刻性」といった事情は、「いじめ」の該当性を判断するうえで考慮されない。

(4) なお、上記解釈によれば、行為をした児童の主観や、行為に及んだ経緯・背景事情、行為の態様等にかかわらず、行為を受けた児童が心身の苦痛を感じた一切行為が広く「いじめ」に該当することになる。

もっとも、以上は、あくまでも、いじめ防止対策推進法上の「いじめ」の定義に該当するか否かの判断基準であって、同法上の「いじめ」に該当することが直ちに民法上の不法行為等における違法性を基礎付けるものではない。

3 認定にあたり留意した点

本委員会は、「いじめ」に該当し得る行為を認定するにあたり、以下の点につき特に留意して検討した。

(1) 本委員会による面談調査で得られた関係者の供述については、本委員会が設置された時点で本事案の発生から既に3年以上が経過していたことから、記憶の正確性に十分注意したうえで、内容の信用性を吟味した。

(2) 本事案発生当時に作成された文書については、作成者、作成過程、当該文書の性質、内容の合理性、利害関係の有無等を踏まえたうえで、内容の信用性を吟味した。

特に、児童から聴き取った内容が記載された文書については、作成者が聴き取った内容を正確に記載しており作成過程で誤りが介在していないか、また、供述者である児童が未熟であるということに留意し、当該発言がなされた状況等を踏まえたうえで、誘導や強制（任意性）の有無を慎重に検討して、内容の信用性を判断した。

(3) 被害児童及び加害児童の保護者が作成した文書や供述については、両者の利害関係が対立しており、かつ、今回の調査では被害児童本人及び加害児童本人から直接聴き取りを行うことができず、また、その当時に行方を直接目撃した者も存在しない（一部除く）ことから、これらを認定資料として用いるにあたっては特段の注意を払い、内容の信用性を吟味した。

(4) いじめには密行性があり、目撃証言や客観的証拠に乏しいことも珍しくないため、単に目撃者や客観的証拠が存在しないことをもって加害行為の存在を否定すべきではない。

他方、本事案のように、被害者側と加害者側との間で行方態様等について相違がある場合には、被害者側の訴えのみをもって直ちに加害行為の存在を認定することには慎重でなければならない。

最終的には、信用性を十分に吟味した供述や文書から認定できる事実を基礎としつつ、全ての事情を総合的に考慮した上で、経験則に従った合理的判断により加害行為の存否を認定することとした。

4 本事案におけるいじめの認定

(1) 認定した事実

本委員会は、登校初日である平成26年4月7日から同年5月23日までの間の登校日（被害児童が欠席した4月14日、27日、5月1日、2日、12日、13日は除く。）において、被害児童に対する、加害児童B及びCによる以下の行為があったものと認定した。

ア 加害児童Bの行為

(ア) 体育に行く時などに廊下に整列する際、背の順で被害児童の近くであった加害児童Bが、被害児童に対し、「小さく前ならえじゃないよ、中くらい前ならえだよ、大きくだよ。」などと強い口調で怒ったように注意したり、「こっちだよ。」と背中を押したり、襟や手を引っ張ったりした。

(イ) 休み時間にグラウンドで「鬼ごっこ」をして遊んでいるとき、加害児童Bが被害児童に「タッチ」し、被害児童を泣かせた。

(ウ) 廊下でケンカをした際、加害児童Bが被害児童を蹴った。

イ 加害児童Cの行為

(ア) 2時間目休みに、加害児童Cが「一緒に遊ぼう。」と被害児童を校庭に誘ったが、被害児童が直ぐに来ず、その後、被害児童が校庭に来たものの約束した場所とは違う場所に行ったので、加害児童Cが被害児童を引っ張った（部位不明）。

(イ) 加害児童Cが「一緒に走ろう。」と被害児童を誘い、校庭で一緒に走った後、加害児童Cが「もう一回やろう。」と被害児童を誘ったが、被害児童から拒否されたため、加害児童Cが被害児童の左右の腕を1回叩いた。

(ウ) 昼休みに、被害児童と加害児童Cが中庭の屋根の下で遊んでいたところ、休み時間の終わりを告げる音楽が鳴って教室に戻る際、被害児童が飛行機の真似をして加害児童Cにぶつかったので、加害児童Cが被害児童に

対して「やだったよ。」と言ったが、被害児童は謝らずに行ってしまったので、背中を叩いた。

(エ) 被害児童が後ろから走ってきて加害児童 C の背中にぶつかってきたため、加害児童 C が被害児童に対して「やだかったよ。」と言ったが、被害児童が謝らなかったため、肩や腹を6回程叩いた。

(オ) 昼休み、中庭で、加害児童 C が被害児童に対して「いくよ。」と言ったら、被害児童が「行かない。」と言ったので、叩いた(部位不明)。

(2) 認定の理由

ア 加害児童 B の行為

平成26年5月26日、担任が複数名の同級生に対して聴き取りを行い、その内容を「指導案簿」にメモしており、その内容は概ね前記「加害児童 B の行為」で認定したとおりである。

担任が複数名の同級生から聴き取った内容(原供述)は、聴き取りが児童の記憶が比較的鮮明である本事案が判明した直後に行われていることや、加害行為の内容等の詳細を事前に知らされていない状態で聴き取ったため誘導的な質問がなされた可能性が低いこと、任意性を疑わせるような状況になかったこと、また、整列時に加害児童 B が被害児童の服を引っ張る・きつい口調で注意するといった内容は担任自身が目撃したことがある事実とも合致することから、十分に信用できる。

また、聴き取った内容をメモした「指導案簿」は、児童の発言を、その場で、そのままの形で記載しているため、記憶違い等の誤りが介在する可能性は低い。加えて、速記メモという文書の性質上、意図的な虚偽記載が含まれていないおそれもない。

したがって、「原供述」及び「指導案簿」は共に信用性が高いと判断し、事実認定の基礎として採用したうえ、同「指導案簿」に記載されている加害児童 B の行為があったものと認定した。

イ 加害児童 C の行為

平成26年6月9日、担任が加害児童 C に対して聴き取りを行い、その内

容を「指導案簿」にメモしており、その内容は概ね前記「加害児童 C の行為」で認定したとおりである。

また、同日の聴き取り後、担任は加害児童 C に自筆の反省文を書かせており、その内容は以下のとおりである。

「ぐらんどで はしるときかたをたたいちやった。2かい ひるやすに
せなかをたたいちやった。3かい ひるやすに おなかをたたいち
やった。2かい 「ぐらんどであそぼお。」ってさそったとき さそつた
ら「なにであそぶ」ってゆったら「おにごっこをしよう。」ってゆって
「やだ。」ってゆっちゃった。」

「もうたたいたり、けったり、ぱんちしたりしない。[REDACTED] がやなき
もちになったとおもう。「ごめんね。」あやまりたい。」(原文ママ)

担任が加害児童 C から聴き取った内容(原供述)は、加害行為の内容等の
詳細を事前に知らされていない状態で聴き取ったため誘導的な質問がなされ
た可能性が低いこと、加害児童 C は担任からの問いかけに自発的に答え、聴
取時間も比較的短時間であり [REDACTED]、任意性を疑わせるような状況にな
かったこと、また、加害児童 C が自筆した反省文の内容とも要旨が合致して
いることから、十分に信用できる。

また、聴き取った内容をメモした「指導案簿」は、加害児童 C の発言を、
その場で、そのままの形で記載しているため、記憶違い等の誤りが介在する
可能性は低く、速記メモという文書の性質上、意図的な虚偽記載が含まれて
いるおそれもない。

したがって、原供述及び「指導案簿」は共に信用性が高いと判断し、事実認
定の基礎として採用したうえ、同「指導案簿」に記載されている加害児童 C
の行為があったものと認定した。

(3) 被害児童側の主張に対する判断

ア 主張の要旨

被害児童側は、要旨、被害児童は、加害児童 B 及び C から以下の行為を
受けたと訴えている。

(ア)「殴る」、「蹴る」等について

平成26年4月7日から同年5月23日にかけて、毎日のように、給食で並んでいるとき、体育の時間のとき、トイレに行こうとしたとき、ランドセルを取りに行くとき、椅子に座って本を読んでいるとき、休み時間にグラウンドで遊んでいるとき等に、腹部、肩、背中、脚等を、息が出来ないほどの強さで殴ったり、蹴られたりし、多い日で1日に10回から20回、期間で合計100回から600回に及んでいた。

(イ)「首絞め」について

誰もいない教室で、休み時間に席に座っていたときに後ろから首を絞められた、階段を降りていたときに加害児童2人が追いかけて来て、一人が左手首を掴んで後ろに引っ張り押さえつけ、もう一人が後ろから首を絞めた、滑り台で遊んでいたら2人がやって来て、一人が右手首を掴んで後ろに引っ張り押さえつけ、もう一人が後ろから首を絞めた、そのほか合計で10回くらい首を絞められた、苦しくて前に倒れたり、気絶したこともあった、最初の1回だけ加害児童Bが絞めて、後は全部2人でやって来て絞めた。

イ 本委員会の判断

本委員会は、以下で適示する事実に加え、本事案に顕われた全ての事情を総合的に考慮したが、被害児童側が主張する行為の存在を認めるには合理的な疑いが残ることから、同行為の存在は認めることができないと判断した。

(ア) 目撃者が存在しないことが不自然であること

本事案では以下の事実が認められるところ、被害児童側が主張する態様の行為が行われたとすれば、いじめの密行性を考慮したとしても、目撃者が一人もいないのは不自然であり、また、まだ小学一年生になったばかりの加害児童が誰にも見られないよう巧妙かつ計画的に暴行を行ったとも考え難い。

- ① 当時、入学から間もない時期であったため、2時間目休みや昼休みには、担任と学習習慣形成教員が、クラスと校庭に分かれてそれぞれ児童の

様子に注意を払っていたが、担任も学習習慣形成教員も被害児童側が主張するような行為を目撃したことはない [REDACTED]

② 「殴る」、「蹴る」等の行為について、5月26日、担任が同級生に対する聴き取りを行っているが、前記「認定した事実」で認定した以外の行為を目撃したという供述はなかった（指導案簿、生徒指導報告）。

③ 「首絞め」の行為について、平成26年9月18日、被害児童の保護者が目撃者であると指名した [REDACTED] と [REDACTED] に対し、担任が「首絞め」の有無について聴き取りを行ったが、[REDACTED] は「覚えていないし、見ていない。」との回答であり、[REDACTED] は「登下校中にカバンを開けられたり、蹴られたりしているのは知っているが（ただし、当該行為については加害児童以外の者による行為であることが判明している。）、学校の中では見たことがない。」との回答であった（生徒指導報告）。

④ 「首絞め」の行為について、平成26年9月18日、担任がクラスメートに対するアンケート調査を行ったが、同級生の中で「首絞め」を目撃したとされる回答はなかった（[REDACTED] 生徒指導報告）。

（イ）機会がないこと

本事案では以下の事実が認められるところ、被害児童と加害児童だけになる場面は殆ど存在せず、被害児童側が主張する態様の行為を誰にも目撃されずに実行する機会が存在しない。

- ① 入学してからの被害児童の登校日数は僅か26日である。
- ② 入学直後の時期は、1年生の下校時刻が早く、在校時間が短い。
- ③ 入学から間もない時期であったため、2時間目休みや昼休みには、担任と学習習慣形成教員が、クラスと校庭に分かれてそれぞれ児童の様子に注意を払っていた [REDACTED]
- ④ 被害児童と加害児童B及びCとは、教室での席が離れていた。
- ⑤ 休み時間に被害児童だけが教室にいることはなかった [REDACTED]
- ⑥ 被害児童と加害児童B及びCは、登下校の道が別である。

(ウ) 痣等の痕跡がないこと

本事案では、学校での身体測定（４月１５日）や心電図検査（５月９日）の際に、被害児童の身体に痣や傷の存在は確認されていない

むろん、暴行の程度によっては必ずしも痣等が残るとも限らないが、被害児童側が主張する態様の行為が行われたとすれば痣等が残る可能性は十分にあるといえることから、これらの痕跡が存在しないことは同行為が存在したことに対して消極的な事情として斟酌される。

(エ) 加害児童 B の平成 26 年 5 月 29 日付供述及びこれに基づき作成された自筆の反省文ならびに生徒指導報告の内容は信用できないこと

平成 26 年 5 月 29 日、加害児童 B は、担任による聴き取りに対して、被害児童に対する暴行を認める旨の供述をしたうえ、反省文を自筆し、更に担任がその他発言も加筆して生徒指導報告に纏めている。

加害児童 B が書いた反省文の内容は、以下のとおりである。

「ろうかでとそとではパンチしてごめんね ごめんねしたのにやっちゃてごめんね ほーりよくをやてほんとにごめんねほんとにたたくしいます にちゃんとあやまります あそんでたときにやめたからやちゃたのです」(原文ママ)

しかしながら、以下で述べるとおり、供述過程における誘導の可能性があることや、供述の任意性に疑いがあること等の事情からすれば、上記加害児童 B の供述内容を信用することはできず、また、これに基づいて作成された反省文及び生徒指導報告の内容も信用することはできない。

- ① 加害児童 B の暴行を認める旨の供述は、担任が、加害児童 B に対し、前日 5 月 28 日に被害児童の保護者から訴えがあった暴行内容をもとに「A 君は『1 日に 10 回くらいやられた』って言ってるけど、どうなの？」などと一つずつ確認するように質問し、これに対して加害児童 B は、なかなか事実を認めなかったものの、最終的に「うん」などという形で認めたというものである。また、反省文は、加害児童 B が「うん」などという形で認めたことを受けて、聴き取りの最後に作成された文書である

■

以上の過程によれば、加害児童 B の「うん」という回答や、その後に引き続き作成された反省文の内容は、担任による強い誘導の結果であるという疑いを払拭できない。

- ② 担任による聴き取りは、加害児童 B を一人別教室に移動させ、なかなか暴行の事実を認めない加害児童 B に対して午前 11 時 30 分から午後 2 時という長時間にわたって行われており、その結果、最後の方になってようやく加害児童 B は暴行を認める旨の発言をし、反省文を作成するに至っている ■

以上の供述がなされた状況によれば、加害児童 B が、暴行を認めなければ解放されないという心理状況に陥り、担任の意に沿う形で事実と異なる発言をした可能性を否定できず、加害児童 B による上記発言の任意性については重大な疑義があると言わざるを得ない。

(オ) 平成 26 年 9 月 18 日付アンケート調査の内容は信用できないこと

平成 26 年 9 月 18 日、加害児童 C は、担任によって実施されたアンケート調査において、被害児童の「首を絞めた」旨を回答し、その直後、担任による詳細な聴き取りが行われている。

しかしながら、以下で述べるとおり、作成過程における誘導の可能性があることや、供述内容が一貫しておらず不明瞭であること、被害児童側が主張する行為態様と回答内容とが一致していないこと等の事情からすれば、上記アンケート調査の回答内容を信用することはできない。

- ① アンケート調査を実施するに先立ち、担任は、児童らに対し、「最近遊びで首を触ったり、絞める真似をしたりしている。首は命にかかわることもあるので危ない。小学校に入学してから今まで、こういうことを自分でやったこと、やられたこと、見たこと、を紙に書きましょう。」と発言している（生徒指導報告）。

そのため、加害児童 C は、担任の上記発言に誘導され、遊びで首を触ったり、絞める真似をしたことをもって「首絞め」と理解してしまい、そ

の旨を回答している可能性がある。

- ② 加害児童 C は、平成 26 年 6 月 9 日の担任による聴き取りでは「首絞め」について何ら供述しておらず、同年 8 月 7 日の警察の事情聴取でも「首絞め」を否定しており、同年 9 月 30 日及び 10 月 10 日の被害児童の保護者からの問いかけに対しても「首絞め」を認めていない。また、加害児童 C は、前記アンケート実施直後の担任の聴き取りでは「首を押さえた。」と供述し、さらに同年 11 月 8 日の警察での事情聴取では「片手で首を掴んだ。」と供述している（生徒指導報告）。

このように、加害児童 C の「首絞め」に関する供述は、一貫せず合理的理由なく変遷し、また、加害児童 C が用いる「首絞め」が意味する態様も「押さえた」や「片手で首を掴んだ」と変遷しており、ともに不明瞭である。

- ③ 加害児童 C は、前記アンケート実施直後の担任の聴き取りにおいて、「首絞め」の態様や状況について「グラウンドで遊んでいて、休み時間が終わる音楽が鳴り、教室に帰ろうとした際、A がぶつかってきたので、前から A の首を押さえた。」と説明し、これまでに「首絞め」を行った回数についても「1 回だけ」と説明している（アンケート用紙）。

他方、被害児童側が主張する「首絞め」の態様や状況は、前記「主張内容の要旨」記載のとおりであり、加害児童 C が説明する内容と大きく異なっている。

- (カ) 加害児童 B の平成 26 年 10 月 10 日付供述は信用できないこと

平成 26 年 10 月 10 日、加害児童 B は、被害児童母から「首を絞めたことがあったか」との質問に対し、「あった」旨を回答している。

しかしながら、以下で述べるとおり、供述過程における誘導の可能性があることや、任意性に強い疑いがあること、供述内容が一貫しておらず不明瞭であること、被害児童側が主張する行為態様と回答内容とが一致していないこと等の事情からすれば、加害児童 B の上記供述内容を信用することはできない。

① 被害児童母による質問は、別室で、加害児童 B に対して直接問い質すという方法であり、当該方法自体が幼い加害児童 B に多大な心理的圧力を与えたと推認され、かかる方法によって得られた加害児童 B の供述の任意性については重大な疑義がある。

② 質問がなされた状況について、同席していた担任は、首絞めがあったことを前提に質問をしており誘導的であった、また、他の子のお母さんにそこまで追及されたら認めなければ終わらないという恐怖があったのではないかと供述している

以上の経過によれば、被害児童母の質問は「首絞め」が存在したことを前提にしており誘導的であり、また、「首絞め」を認めなければ終わらないという心理状況に陥っていた可能性がある。

したがって、加害児童 B の上記供述は誘導された可能性があり、かつ、その任意性についても重大な疑義がある。

③ 加害児童 B は、平成 26 年 5 月 23 日及び 29 日の担任による聴き取りでは「首絞め」について何ら供述しておらず、同年 8 月 7 日の警察での事情聴取では「首絞め」を否定しており、また、同年 11 月 8 日の警察の事情聴取では「首の辺りを叩いた。」「喉の辺りを押した。」などと供述している（生徒指導報告）。

このように、加害児童 B の「首絞め」に関する供述は、一貫せず合理的理由なく変遷し、また、加害児童 B が用いる「首絞め」が意味する態様も「首の辺りを叩いた」や「喉の辺りを押した」などと変遷しており、ともに不明瞭である。

④ 加害児童 B は、被害児童母からの質問に対し、「首絞め」の態様や状況について「グランドの築山の下で、鬼ごっこをやっていて、A が鬼なのに追いかけてこないで違うことをやっていたので、前から首を絞めた。」と説明している。

他方、被害児童側が主張する「首絞め」の態様や状況は、前記「主張の要旨」記載のとおりであり、加害児童 B が説明する内容と大きく異なっ

ている。

(キ) 平成26年10月17日付謝罪の会における加害児童 B 及び C の供述は信用できないこと

平成26年10月17日、謝罪の会が開かれ、被害児童及びその保護者、加害児童 B 及び C、教頭、担任、学年主任が同席する中、加害児童 B 及び C は「首絞め」を認めて謝罪する内容の発言をしている。

謝罪の会の経過等は、以下のとおりである（生徒指導報告）

担任：今日から A 君が学校に来ています。ずっと来なかったんだよね。どうして来られなかったか分かる？

B : 心の病気

担任：A 母の話を B 君はよく覚えていたね。これから A 君が学校に来るために謝ることある？

C : パンチ、悪口、キック、首しめて、叩いてごめんなさい。

A : わかった。首絞めるのが嫌だった。(涙目になる)

B : パンチ、悪口、キック、首絞めて、押してごめんなさい。

A : わかった。

担任：どうして首しめたの？

B : 鬼ごっこしていて、やるって言ったのに来なかったから。

担任：来なかったからだったんだね。そういう時はもう一回声をかければよかったね。A 君はそういう理由があったことわかっていた？

A : 分からなかった。

担任：C 君はどうして首をしめたの？

C : A 君が坂でぶつかってきたから。ごめんねが聞こえなかった。

担任：聞こえなかったんだね。A 君が言ったの聞こえなかったんだね。

担任：これから仲良く学校生活を送って欲しい。だれと A 君は遊びたいの？

A : [REDACTED] と [REDACTED]

担任：しばらく2人はA君と遊ばなくていいよ。A君の様子をお母さん、先生が見て大丈夫になったらサインを出すから、それまでは見守っていてね。

しかしながら、以下で述べるとおり、供述過程における誘導の可能性があり、供述内容が強制されており任意性に疑いがあること、供述内容が一貫しておらず不明瞭であること等の事情からすれば、加害児童B及びCの上記供述内容を信用することはできない。

- ① 同日の謝罪の会は、「首絞め」について謝罪すること自体を目的として開かれた会であることから、「首絞め」を認めて謝罪することが誘導されている可能性があり、また、「首絞め」について否定できない心理状況にあった疑いがある。
- ② 加害児童Bについて、前記平成26年10月10日に被害児童母から「首絞め」について直接追及を受けた直後であり、自由意思に基づく任意の供述が期待できない心理状況であった疑いがある。
- ③ 加害児童Cについて、平成26年9月30日、被害児童母が加害児童Cに対して「首絞め」のことを直接問い質し、加害児童Cが泣いてしまったということや、同年10月10日、同じく被害児童母から「首絞め」について直接追及を受けた直後であり（ 生徒指導報告）、自由意思に基づく任意の供述が期待できない心理状況であった疑いがある。
- ④ 加害児童B及びCが認めて謝罪した「首絞め」について、単に「首を絞めてごめんなさい」との発言があったのみであり、その具体的態様が特定されておらず、加害児童B及びCが具体的にどのような態様を捉えて「首絞め」と理解しているのか不明確である。
- ⑤ 前述のとおり、加害児童B及びCの「首絞め」に関する供述は、一貫せず合理的理由なく変遷している。

(ク) 被害児童の「首絞め」に関する供述内容が変遷していること

被害児童の保護者は、被害児童が「首絞め」に関して供述したとされる内容を文書に纏め、学校に提出している。同文書では、被害児童が供述し

たとされる「首絞め」の態様等について、以下のとおり説明されている。

① 平成26年8月1日に被害児童が供述したとされる内容

A母：どんなことがあったの？

A：首を絞められた

A母：どんな風に絞められたの？

A：誰もいない教室で、休み時間に自分の席で絵を描いていたら後ろから首を絞められた

A母：誰に？

A：B君，15秒位。強く。走って教室から逃げた

A母：絞められたのはその1回だけ？

A：(紙に丸を2つ描く)

A母：2回ってこと？

A：(うなずく)

A母：二回目はどこで絞められたの？

A：外庭へ出るときに階段を降りていたら後ろから来て首を絞められた。長く強く絞められて苦しくて前に倒れた。C君だった。

② 平成26年8月5日に被害児童が供述したとされる内容

A：二度目に首を絞められたときは、外庭に降りる階段の所で、二人が追いかけて来て、C君がAの左手首を掴んで後ろに強く引っ張って押さえつけて、B君が後ろから首を絞めた(以下略)

以上によれば、被害児童が供述したとされる「首絞め」の態様等について、平成26年8月1日時点では、加害児童Cに後ろから首を絞められたと説明しており、かつ、加害児童Bの関与は全く触れられていなかったが、平成26年8月5日時点では、加害児童Cは被害児童の左手首を掴んで後ろに引っ張ったに過ぎず、加害児童Bに後ろから首を絞められたと説明されている。

このように、被害児童の供述あるいは同供述聴き取って作成された文書は、「誰から」首を絞められたのかという極めて重要かつ通常強く印象に残

るであろう部分につき内容の変遷が見られ、その信用性については疑義があると言わざるを得ない。

(4) 「いじめ」の該当性

本委員会が認定した被害児童に対する加害児童 B 及び C の行為が、「心理的又は物理的な影響を与える行為」であり、かつ、これによって被害児童が「心身の苦痛を感じている」ことは明らかである。

よって、本委員会が認定した被害児童に対する加害児童 B 及び C の行為は、いじめ防止対策推進法上の「いじめ」に該当する。

(5) 「いじめ」と結果との因果関係

ア 本委員会の判断

本委員会は、本委員会が認定した前記「いじめ」に該当する加害児童 B 及び C による行為により、被害児童が「トラウマ後ストレス反応」(PTSD)を発症したと判断した。

イ 判断の理由

(ア) 被害児童の主治医である [] 医師 [] は、被害児童の症状について「トラウマ後ストレス反応」(PTSD)と診断し、付記として「元来、自閉症スペクトラムの特性があったところに、いじめ被害に遭ったことによりトラウマ後ストレス反応が持続している。」との説明がなされている(平成26年9月22日付診断書)。また、同医師に対する本委員会からの平成29年12月18日付文書照会に対する回答では、「自閉症スペクトラム症の人では、一般の人がそれほど重大と思わないような出来事でも、それを不快と感じた場合には徐々に蓄積し、しばらくたってから頻繁にフラッシュバックすることがあると指摘されております。出来事の不快さの程度や期間は、フラッシュバックの症状や頻度からは推測できません。」との説明がなされている。

[] 医師の上記説明によれば、本委員会が認定した前記「いじめ」に該当する行為は比較的軽度の内容・態様であったと評価されるものの、これによっても被害児童が PTSD を発症することは医学的に十分あり得ること

であり、特段の事情がない限り、被害児童が PTSD を発症したとする主治医の診断を尊重すべきであるといえる。

(イ) 被害児童の保護者が目撃したという被害児童のフラッシュバックに基づくパニック状態は、入学以前には確認されておらず、本事案発生後に初めて目撃されており（被害児童保護者供述）、認定に係る「いじめ」が行われた時期と症状発現の時期とが整合している。

(ウ) ■■■ 医師は、被害児童がパニック状態になった様子を撮影した動画を確認している（平成30年2月13日付診断書）。

第5 学校及び教育委員会の対応と問題点

本事案における学校及び市教育委員会の対応の概要は、基本的な事実経過として別紙「事実経過一覧」で整理したとおりである。

以下では、上記事実経過から窺われる、本委員会が学校及び市教育委員会の対応として問題であると考えたことを指摘する。

1 問題意識・危機意識が不十分であったこと

本事案では、被害児童について、入学前の情報把握が不十分であったことや、入学時に気になる言動が確認されていたこと等から、被害児童をより配慮を要する児童として学校全体で慎重に見守っていくことが必要であったといえるところ、校長を含めた教職員間で十分な問題意識・危機意識の共有化が図られなかったことが事態発生の素地になっているものと考えられ、入学前情報の把握及び問題意識の共有化の重要性を再認識する必要がある。

ただし、学校としても、保護者による情報提供が不十分な中で、被害児童の受け入れにあたり注意を払って対応を模索していたと認めることができ、全く問題意識・危機意識を欠いていたわけではない。

2 事実確認が不十分・不適切であったこと

本事案では、学校が事態の収束を急ぐあまり、初期の段階で十分な事実関係の調査が行われないままに謝罪の会が開かれた結果、その後も新たな被害申告のたびに五月雨式に調査と謝罪の会が繰り返される後手後手の対応を余儀なくされ、

かえって事態を長期化・深刻化させてしまった面がある。

学校の対応は、何が起こっていたかという事実を明確にすることよりも、目の前の不登校児を早期に学級復帰させることや事態の鎮静化に注力され、また、被害児童の保護者の要望に応えることに重きが置かれてしまっていた。そのため、最後まで事実関係の確認について紛糾する結果となり、問題の長期化・深刻化を招いてしまったことは否めない。

また、事実確認のために行われた加害児童に対する聴き取り方法についても不適切であったと言わざるを得ない。殊に、加害児童 B については、平成 26 年 5 月 23 日、26 日、29 日と立て続けに聴き取りが行われ、しかも、29 日の聴き取りでは、前日に被害児童側から聞いた内容に沿う供述が得られるまで、誘導的質問が 2 時間半という長時間にわたり続けられている。このような聴き取りは、児童の被暗示性や精神的二次被害に配慮した方法とはかけ離れており、教育上問題があるばかりか、得られた供述を事実認定の基礎とすることができないため、聴き取り自体が無価値なものとなってしまう。

市教育委員会の対応としても、学校と同様に問題の早期解決に重きを置いた関わりが中心となってしまうっており、被害児童側からの訴えや学校からの相談について、事実関係を確認していくという過程でなく、いかに問題を終結させていくかという指導に傾斜してしまっていた。そのため、被害児童側からの訴えをそのまま取り入れて、謝罪の会に向けての準備に指導が偏り、加害児童に対する人権的・教育的配慮が不十分になってしまっていたといえる。

3 専門家関与が欠如していたこと

本事案では、被害児童が [REDACTED] [REDACTED] であったことが判明した時点において、当該児童の学級復帰や加害児童との関係修復の方法を検討するうえで医学的配慮は必須であり、学校としては、当事者（被害児童とその保護者及び学級担任）の意向だけでなく、早期に医師や臨床心理専門職、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）等による専門的判断を取り入れるべきであった。その際、学校内スタッフのみでは現実的には実行が困難であると予想される場合は、市教委等の

第三者によるコーディネートを申請することが望ましい。

本事案においては、学校は、被害児童保護者の意向を尊重した対応をしようと努めていたものの、被害児童本人の意向の把握と学級復帰計画への反映、それに必要な医師等専門家との連携については、十分に実行されたとは言い難い面があった。今後は、特に医師等の第三者専門家との連携の具体的な手続について整備し、校内研修等で定期的に研鑽を積むことが求められる。

4 「重大事態」判断の遅滞

本事案では、学校は、事態発覚直後から担任を中心として校長、教頭、その他教職員が問題解決に向けて真摯に取り組み、被害児童保護者の意向を踏まえた複数回の聴き取りや謝罪の機会を設ける等しており、個別的には相応の対処をとっていたと評価することができる。

もっとも、いじめと疑われる（保護者から訴えがあった）行為が原因で被害児童の欠席が相当期間にわたり続いた時点で、学校はいじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき「重大事態」として早期対応すべきであったといえる。この「相当期間」について、平成25年10月11日付文部科学大臣決定「いじめの防止等のための基本的な方針」では、「年間30日」の欠席が目安とされている一方、「一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である」と示されており、同方針に従えば、本事案において学校及び市教育委員会が早期に「重大事態」として対応しなかった判断は不適切であったと言わざるを得ない。

第6 提言

以上を踏まえ、本委員会は、関係者に対して、同種事態の再発防止等に資するため、以下のとおり提言する。

1 入学前情報の把握及び共有の重要性

- (1) 入学前の児童に関する情報は、児童が安心して充実した学校生活を送れるようにするための環境を整えるために不可欠であり、入学前に実施される健康診断、発達検査、保護者説明会を含む種々の機会を通じて、保護者側と学校側と

の間で十分な共有化が図られなければならない。特に、受け入れようとする児童が保育園や幼稚園に通園していなかった場合には、通常、学校が保育園や幼稚園から提供される情報が得られないため、上記機会を通じて当該児童の情報を得ることはより一層重要となる。

- (2) このような入学前情報の必要性・重要性に鑑みれば、学校は、入学前行事が児童の特性を把握するための大切な役割を担っていることや、学校が当該児童の特性に配慮した対応を行うために情報を共有化することが如何に重要であるかといったことにつき、保護者に対して丁寧に説明し、理解を得られるよう努めなければならない。他方、児童を学校へ預ける保護者の立場においても、学校と協力し、入学前に当該児童の情報を学校へ提供することを惜しんではならない。

また、保護者の協力が得られず、児童の特性に関する情報把握が困難な場合には、保護者による自主的協力関係に依存するだけでなく、教職員や保健師、SSW といった専門家が家庭を訪問するなどして、可能な限り、より積極的に、当該児童の情報収集を試みるべきである。

- (3) 学校は、発達障害やその傾向を有した児童、他児と印象の異なる児童、あるいは入学前の情報が不足している児童については、「ハイリスク状況」（ここでは、学校にとっての「リスク」ではなく、学校生活を円滑に送れないおそれがあるという意味での、児童にとっての「リスク」である）にあると捉え、個別に保護者や関連機関と連絡を取り合い、入学前から児童の特性を把握するように努め、全ての教職員がその情報を共有し、学校全体として見守っていくこと、そして些細なトラブルであっても当該児童の特性を踏まえた解決方法を模索し、丁寧に指導していくことが求められる。

- (4) 本事案を決して特殊な例と捉えるべきではない。超少子化時代を迎えた現代では、就学前に同世代の仲間と遊ぶ機会に乏しいため、子ども同士の体験活動を通して道徳性や社会性の初歩を身に付けることなく、いきなり小学校に入学してくる事態は決して珍しいことではない。そのような児童が学校生活を安心して過ごせるようにするためにも、学校による入学前情報の把握及び共有は不

可欠であり、本事案を踏まえ、十分に再発防止を心がける必要がある。

2 発達段階及び年齢的特性に応じた教育的指導

- (1) 幼児期から学童期への移行という小学校入学後間もない時期の児童は、教師や保護者の道徳的規範に依存している発達段階にあり、この時期の児童は、規範や善悪を十分に理解できておらず、また、互いの特性を理解したうえでの人間関係が形成されていないため、周囲との様々な軋轢・トラブルを経験しながら、それを通して「人として行ってはならないこと」についての知識と感性を涵養し、集団や社会のルールを守る態度など、善悪の判断や自律的規範意識の基礎を形成する段階にあるといえる。
- (2) このような発達段階・年齢的特性を踏まえれば、本事案で本委員会が認定した加害児童の行為は、他律的規範に従った未熟な行為の結果であり、悪意を持った意図的ないじめとは異なるといえる。本事案のような児童同士の集団生活上のトラブルは、成長過程で不可避免的に生じるものであり、学校関係者や保護者が適切に対応・指導できていれば、被害児童と加害児童が共に成長できる良い機会であったと捉えることもできる。
- (3) 学校、教師及び保護者は、悪意的・意図的ではないトラブルの対処にあたっては、被害児童の救済を第一としながらも、上記発達段階・年齢的特性を十分に理解したうえで、当該トラブルの性質や当該児童の特性を見極め、当該トラブルを可能な限り社会性涵養のための機会にできるような教育的観点からの解決方法・指導方法を実践していくことが望ましい。

3 初期対応と深刻化防止

- (1) 学校は、問題が起きた際には、その深刻化を防止するため、文部科学省や県市が策定する各種指針・ガイドライン及びこれらを受けて当該学校が独自に策定した方針等の手続に従い、速やかに問題解決を図る必要があることは言うまでもない。

そして、学校は、上記手続の枠内において、行為態様と結果の重大性、背景事情、被害児童及び保護者の心情等を調査のうえ、これらを慎重に勘案して当該事案の性質を見極め、どのような解決方法・指導方法が適切であるか、どの

ような体制で取り組む必要があるか、また、重大事態に該当するような事案であるか否か等を見誤らぬように判断することが求められる。特に、問題が深刻化する懸念がある場合や、重大事態該当性の判断が難しいような場合には、教育委員会も学校を指導する立場として積極的に係わるべきであり、必要とあれば教育、医療、心理、法律等の専門家の指示を仰ぐことも躊躇すべきではない。

- (2) 学校生活の中では、未熟な児童間において一定のトラブルが起きてしまうことは不可避である。そして、問題に直面した保護者は、どのように対処すればよいのか戸惑うことも多く、自己流に対処することで更に事態が深刻化・複雑化してしまうおそれがある。

学校は、かかる事態の深刻化・複雑化を防ぐために、いじめを含む何らかの問題が発生した場合には、まず誰に相談すればよいのか、どのような窓口があるのか、相談を受けた後に学校はどのような体制で、どのような措置を講じてくれるのか等を、あらかじめ保護者に対して明示しておくことが望ましい。これによって手続が透明化され、学校に対する信頼が生まれ、保護者の安心と冷静な対応にも繋がるものと考えられる。

- (3) 学校は、いじめの早期解決という要請がある一方で、それを過度に重視するあまりに事実関係の調査が不十分なままでは本質的・抜本的な問題解決には繋がらないことを自覚すべきである。被害児童や保護者の気持ちに寄り添った対応が求められることは当然であるが、決して言われるがままに追従すべきではなく、関係者間で認識に相違がある事実、内容が不自然・不合理な事実等については、客観的立場から慎重に事実関係を調査・認定していく必要がある。そして、事実関係の調査・認定が困難な事案においては、教育、医療、心理、法律等の専門家の協力を得るべきことは先に述べたとおりである。

また、教育委員会の立場においても、学校よりも更に客観的な視点に立って、被害児童と加害児童及びそれぞれの保護者の双方に対する人権的・教育的配慮のもとに事実確認と指導に心掛けていただきたい。

- (4) 児童に対する聴き取りを行う場合には、対象が未熟な子どもであることを十分に意識して、誘導的質問や詰問的質問がなされないように注意し、また、聴

き取りを行う人・場所・時間等にも配慮する必要がある。誘導的質問で得られた発言や、任意性に疑いのある発言は、発言内容が虚偽である可能性があるため、真実を見誤ってしまうばかりか、発言内容に対する関係者の納得も得られにくく、事態の深刻化・長期化を招くことに繋がってしまう。

児童相談所等が、虐待を受けた児童に対して被害確認をする際に取り入れている「司法面接」の手法では、子どもの被暗示性を踏まえ、また、精神的二次被害を防ぐために、早い時期に自由報告（オープンな質問）を重視した面接を原則として1回だけ行うという手法が採用されている。司法面接の手法は、未熟な子どもの特性に配慮しつつ、事実認定のうえで証拠価値の高い供述を得るための質問方法として警察や司法の場でも取り入れられており、いじめ等の問題に対応する学校現場でも参考とされるべきである。

4 発達の問題を抱えた児童に対する配慮

発達障害の特性を持った（疑いがある）児童や、本事例における[REDACTED]児童に対しては、種々の対応を検討するにあたり医学的配慮が不可欠である。被害児童が発達障害の特性を持っていることが判明した場合には、学校は、早期に医師や臨床心理専門職、SC、SSW等の協力を仰ぎ、専門的見地から当該児童の意向や症状を正確に把握・分析したうえで、関係修復の方法を模索し、学級復帰計画を策定・実行しなければならない。

被害児童と関わる全ての学校スタッフ、地域の専門家、そして家庭が、被害児童にとっての最良の環境と健やかな成長を願っていることには疑いがない。しかし、時に、専門的判断を反映させた関係修復の方法や学級復帰計画と被害児童保護者の意向とが乖離し、「被害児童にとっての最善は何か」という問いへの答えが関係者間で一致しないこともあり得ると思われる。このようなときには、関係者各自の方針を確認・整理・再調整するために話し合い、他者の意見を尊重する姿勢を持つことが必要であり、関係者が一人で、学校内又は家庭内で抱え込むことなく、あるいは独り善がりに陥ることなく、被害児童を支える全ての関係者及び関係機関が建設的で開かれたコミュニケーションを続けることを忘れてはならない。

第7 さいごに

平成29年7月21日付で、長野市教育長より諮問を受けてより、8名の第三者委員が任命され、毎月1回の第三者委員会を開催してきました。当初は年度内での結論を目指していましたが、様々な資料を確認していく上で、当初予定していたよりも大勢の方々からの事情聴取をさせていただき、それらの方々から得られた情報も合わせて内容の検討をして参りました。提出された資料についても、メモ的なものも含めて確認作業をさせていただき、大変な作業量にも関わらず、委員が一致協力して問題の所在、事実確認の作業を続けて参りました。そうした上で、今回の答申となり、それらの内容については第三者委員会として十分な議論を尽くしたうえでの結論となりました。

今回の調査をしていく上で、子どもさん方については、直接の調査対象としての面接などは行いませんでしたが、状況的に主にこの件に関係した被害児童、加害児童3名については、それぞれに将来のあるかけがいのない大切な子どもさん達であり、小学校入学当時という、子どもさん達にとっては随分前の問題について、両親たちも含めて調査対象となったことは大変な心的重荷と苦痛を与えかねない事態であったと推察されます。今後について、これらのお子さんたちの将来に向けて周りの大人たちが大切に見守り、その成長が無事に継続していくことを切に希望するところです。

市内小学校におけるいじめ事案に係る第三者委員会

委員長 夏目 宏 明